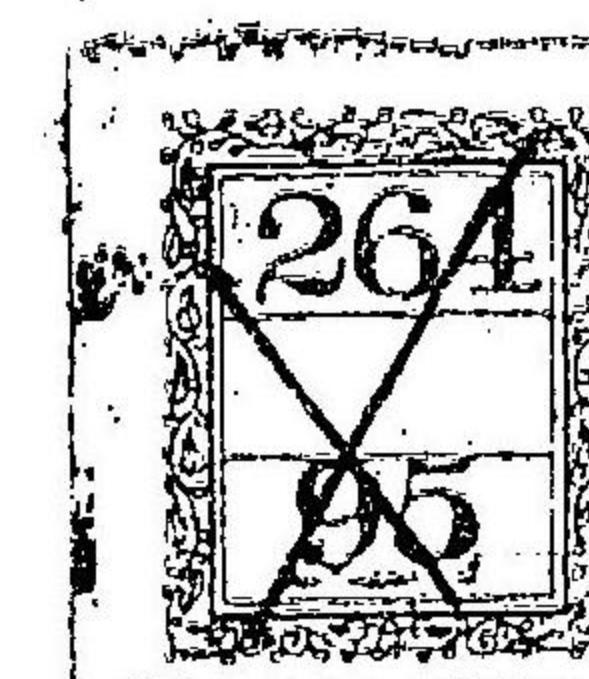


於菊稻荷濫觴記



特 71

985

301528-001-3

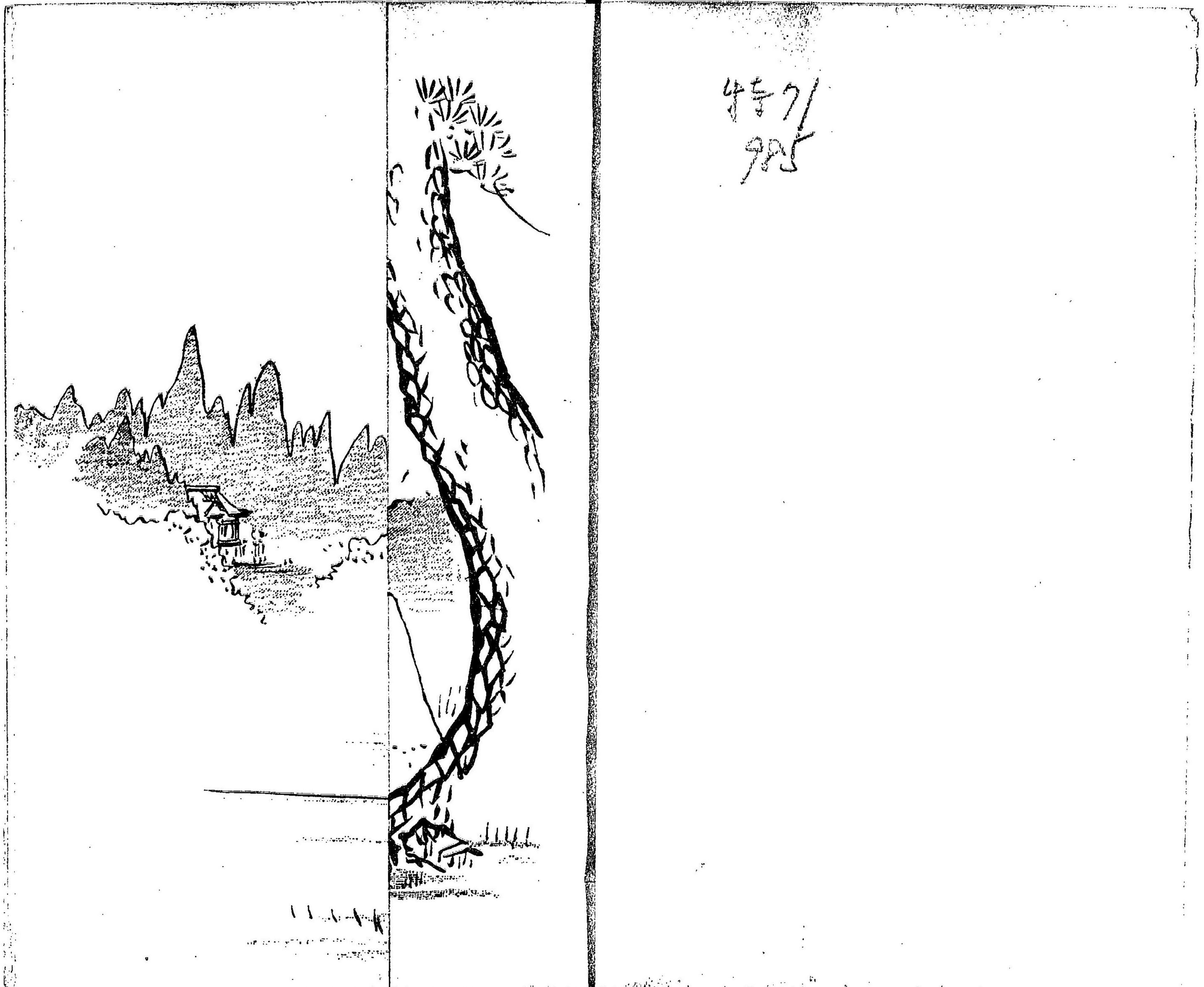
特 71 - 985

於菊稻荷濫觴記

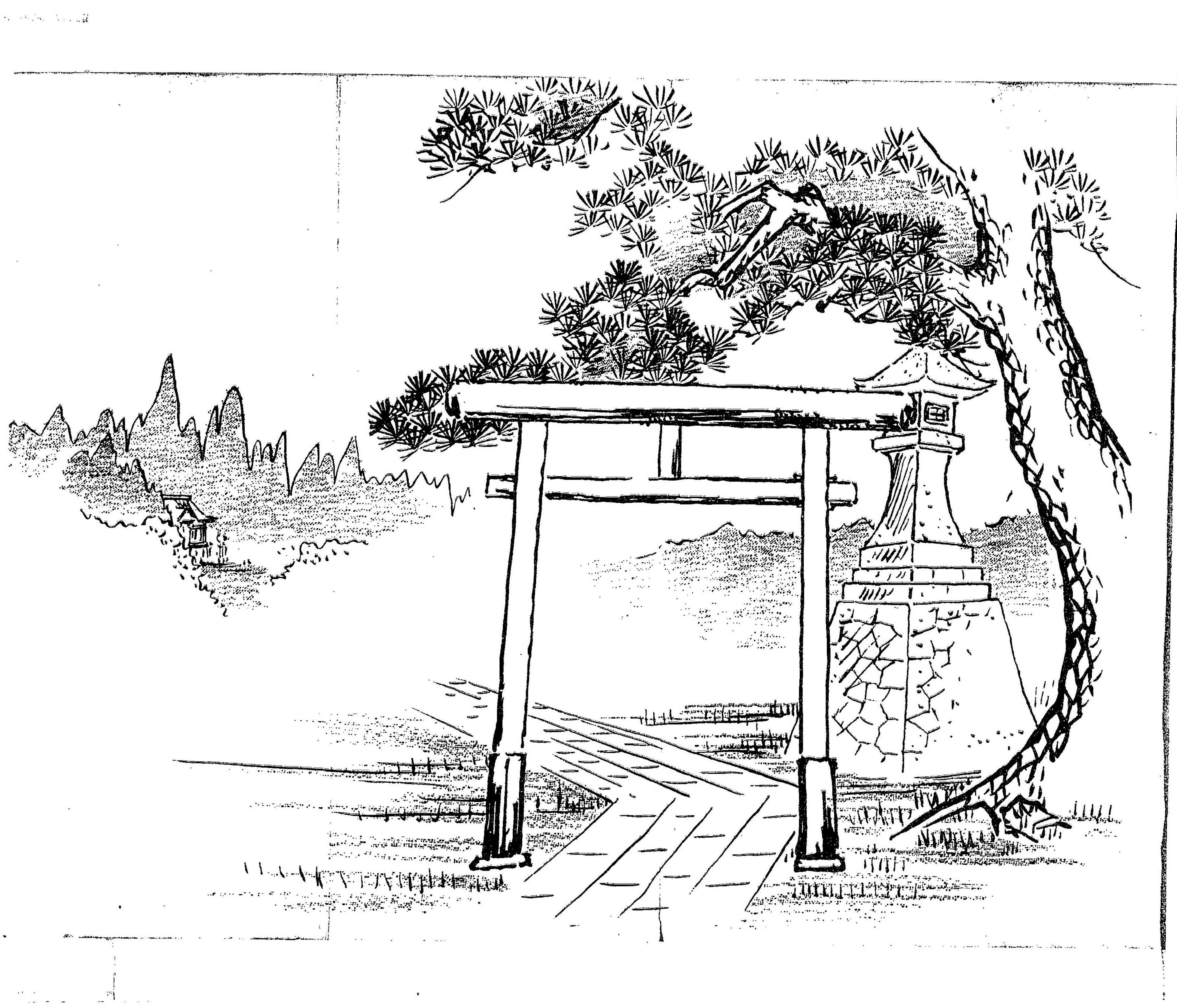
池田豊志智／編

M 43.5

ABB-0001



4571
985



通志

真之



新
の
事
件
は
ま
る
か

序
情力満國
の門へ昇進する
意念が強盛なるには極めて
其の如きは人間母子と
謂ふ事も可い謂はば
國の精神の

聖族りうきて各自の毫光を被ひ
福神乃躬を仰まし御内安全天下
奉年根基を修理固成せんと欲す
の志は萬社信仰の諸子に一車
領ちて鉛火社言辞よりとふ

乙酉正月
日吉主祭事告滅

特 別

當社細見

祭神 倉魂命

勸請年月 諸遠詳かならず天明年間に至り神祇大副吉田正一位ト部朝臣兼相

公の執達により正一位於菊稻荷大明神の稱號を允許せらる

本殿	間口二間半	奥行三间
拜殿	間口二間半	奥行三間
神樂殿	間口二間半	奥行三間
神門	間口二間半	奥行三間
隨門	梁間貳間	桁行五間
屋	高壹丈五尺	五尺四方

總構造にして獅子象或は草花唐草等致密なる彫刻を施し其結構稀に見る所なり

一石水盤 高四尺長三尺五寸巾貳尺五寸

石臺には獅子に牡丹を彫刻せり銘は冰香の二字を大書深彫にして詩佛老人の書する所なり詩佛老人は其須天下に雷名を轟かしたる人なり同時代なる蜀山人の狂歌に

詩は詩佛畫は文尾に書は蓼湖

藝者小萬に狂歌ころ我

と詠れたる一事にても詩佛の如何に高名なりしや推て知らる可し盤の側面に文政六年龍次癸未秋九月甲午日と刻せり

一 唐銅華表

高壹丈壹尺横長貳間銅柱周圍貳尺五寸

是は武州賀美郡藤木村の豪農松井勘右衛門恭豊病樹の爲め數年の間醫療手を盡せども少しも効驗なく困じ果たる折柄知人の勧めにより當社に祈願を籠め信心を凝し丹精を抽んでしかば大神も之れを感應ましくけんさしもの劫病も朝日に霜の消るか如く自ならずして平癒しければ神恩報謝の爲めに奉納する所なり文政戊子歲八月と銘せり

一千種殿詠歌の扁額額殿見附の正面に掛く

千種正四位少將有文卿は千種歌仙有功卿の公達にして大歌所の別當たり慶應三年丁卯正月新町の住人三俣秀明が耳順の賀に

底みなきいかほのぬまのいかばかり

猶ながらへむ老のとし波

と詠みて下し賜はりければ秀明大に感激して

翁草數ならぬにも八千種の

めくみの露の玉のことの葉

とよみて之れに序言を添へ千種殿の手跡は有のまゝに扁額に彫り附て當社に奉納せり是れ永く後代の紀念とする所にして其筆勢の優雅高尚なること千種家の真筆を目に

前見るが如し

一 錦燈籠一對

高五尺
臺石四尺

是は本社の階前に相對びて屹立せり眞に奇体の雅作にして一見直ちに其平凡ならざるを見る然れども奉納者の姓名も見へず年代をも記せず唯作者の姓名野州天明住三木平右衛門尉藤原光長と銘せるのみ

一於菊殿菩提の洪鐘 高四尺五寸口徑三尺八寸綠厚四寸

是は舊稻荷の別當職真言宗寶勝寺樓門の上に懸れり鐘銘の前文に上野國綠野郡落合村新宿寶勝寺洪鐘銘と記し末文に現住賢志代施主當所高橋次左衛門寶曆十一年辛巳歲造洗大吉祥日と刻せり

一白狐 棚

明治三年庚午十二月落合新町名主高橋均作年寄久保榮五郎富澤慶三郎組頭河島半四郎百姓代高木與三郎等岩鼻縣廳へ書上に曰く園板塀三方折廻し手摺付延長三拾三間高九尺瓦葺とあり是則白狐棚なり今猶其貳拾間を存せり棚は三重にして棚上に土燒の白狐其數幾千とも知らず並列せり此白狐は願賽の諸人が奉納する所にして實に夥

き數なれば此の長大なる棚にも置餘るが故に其破壊せるものは一ト纏めにして境内に埋め之れを白狐塚と名く此塚の數もまた數拾ヶ所あり昔時神榮の隆んなりしこと推て知らる可し

一白狐の玉

是れは神寶にして無比の珍品なり玉の表面は悉く白毛を生じ宛かも栗の毛の如し誠に不思儀の奇貨にして凡塵の及ぶ所にあらず神殿に秘藏せり

一神苑の風致

大門道敷長さ七拾間巾武間通り中央巾四尺通り長七拾間皆板石を敷詰め其兩側には無數の櫻樹を植へ其間朱の華表數拾基ありて花時の候には旭さす朱の華表と薄紅を帶たる滿開の櫻花と相映じ其艷麗なること譬ふるに物なし又幾百年の老樹大木天空を掠めて所々に矗立し就中本社前の老樟接社に近き大樹の如きは人長の所にて其周圍貳丈五尺に餘れり神池には無数の鯉魚激喰として遊泳す其他金石の燈籠古今の扁

額石狗石狐等枚舉に追あらず誠に人工と自然と相俟ちて調和し其風景頗る人目を悦ばしめ精心を爽快ならしむるに足れり

當社瀧觴

古語に曰く神は人の敬によりて威徳を増し人は神の惠に依て幸福を得ると茲に上野國多野郡新町に鎮座します於菊稻荷大明神と申奉るは靈驗殊に新たにして威徳誠に炳焉なり諸願乞に依て成願せずといふことなし故に遠近の貴賤老若袖を運ねて歩行を運ぶもの夥し抑此大神の由來を委敷く尋ね奉るに其來歴甚だ古し昔時天正十年八月相州小田原の城主北條左京太夫氏政騎卒壹萬五千を率ひて上州鹿橋の城主關東の管領瀧川左近將監一益が上洛を要撃せんとて小田原城を進發せらる同月廿三日先鋒の大將

武州鉢形の城主北條安房守氏邦千五百の精兵を引卒して上州綠野郡落合村に陣し自ら陣中を巡見して非常を警めらる爾時路の傍に一個の小祠あるを見て士人に向ひ此祠は何の神を祀れるぞと問ひ給ふ土人答て是れこそ稻荷大明神にて在すなりと申しければ氏邦打ち頷き夫れども誠に奇縁といふべし其故は我祖伊勢新九郎長氏入道早雲公相州小田原城を乗取られし時城門の搦手に當り壹疋の白狐白羽の征矢を負ふて死し居たり人々奇異の思ひをなし此由大將に言上しければ長氏公之れを御視せられ我聞く白狐は諸獸の中にも殊に神靈なるものなりと然るを御感にして取捨んこと甚だ心なきに似たりとて白狐の屍を其所に埋め小丘を築き其上に一社を建立して之れを矢負稻荷大明神と名け永く小田原城の鎮守と崇め奉る爾來靈験殊に的焉にして諸人偈仰の頭を傾げ靈應利益を蒙るもの夥し今此小祠も稻荷の神と聞ときばなどか利益の無かるべきと馬より下り祠前に跪きて戰捷を祈り給ふこと懇ろなり明れば天正十年八月廿四日兩軍飽河原に戰ひ小田原勢大勝利を獲たり依て戰功を賽し一社を建立して永く神地を寄

せられたり然るに氏邦敵の尾撃を慮り自ら殿軍となりて落合村に陣することと猶數十日なりき其際兵糧小屋として設備へたる陣小屋今尙依然として存せり則新町宇笛木内田氏の居宅是れなりといふ其后幾多の星霜を経て寶曆年間に至り落合新宿に大黒屋といへる妓樓あり樓主を高橋次左衛門と稱せり固より宿場のことなれば表面は旅人宿にて娼妓は皆通稱を飯盛と呼べども其實は品川宿板橋宿などと同じく立派なる妓樓なりき娼妓は皆通稱を飯盛と呼べども其實は品川宿板橋宿などと同じく立派なる妓樓なりき

蜀山人の狂歌に

板橋の杓子のやうな飯盛に

ふられて歸る榧子木もあり

と詠れたるが如く當邊の娼妓は意氣地強くして江戸つ子をも振附るの氣風ありしとぞ却説此大黒屋の抱へに於菊といへる娼妓あり素より容貌も醜からず川竹の憂ふし繁き勤めの賤しき身には似もやらず慈善の心篤く情け深き性質なれば客足も繁くして樓主の利益も少なからねば樓主は大に悦び我家の搖錢樹なりとて啻ならず目を掛て使ひけ

れば傍輩の娼妓連にも羨まれ客筋の人にも賛稱されしが不幸にして病ひに罹り始めは左程にも思はざりしか追々病勢は進みて遂に悪疾と變じ加之腰より下は不隨となりければ昨日まで今日までも搖錢樹と持て離されし身も懲る有様に成り行きては樓主も打て換りし修酷き取扱ひをなせば家内の者にも忍み嫌はれ友傍輩も疎みはて、近寄者なく誰ありて訪ひ慰めて與れる者もなければお菊は只薄暗き雜部屋の内にありて呻吟苦痛哀れ薄情き人心やと嘲ち嘆くのみなりきれど菊はかかる不幸に陥りし身ながらも不斷信仰し奉る當社の大神に祈誓を籠め人をも身をも恨みすして一向大神の恵みを禱ること二六時中怠りなし懲りければ知るも知らぬも皆お菊が今の身の上の話しを傳へ聞く者は不憫と思はぬばなく況して近所合壁の誰彼はお菊がことを甚く氣の毒がりて樓主にも相談をなしつねくお菊が信仰篤き當社の境内に小やがなる茅屋を設へお菊をば此所に移り住ましめ近隣の人々食物其他何れどなく贈り與へてお菊が病ひを訪ひ慰める却説た菊は人々の厚き同情を悦び是も偏へに當社大神の恵みなりと猶明暮

信心怠りなく念力いやましに堅固なりければ何時しか病ひも稍癒りて足腰はまだ立難たれど心裡はすぐしくなりて夜の明けたるが如く宛かも夢の覗たるに似たり其れより後は人と物語ること最と奇異にして誰某の病ひは幾日にして癒るべし又彼の人は禍ひに遭ふ可し此人は幸び来るべしなどいへるに一として其言葉に違ふことなかりければ人々皆不思議なることに思ひお菊に向ひて其許は易占大占などいへることを知り給ふにやなど問ふ者あればお菊は否とよ我いかで左様の難事を知り侍らんや固よりいろはのいの字も知らぬ身なれど只當社の大神を祈り奉りて我胸に浮べることを口に語りて當社參詣の諸人に告げまゐらするのみとぞ答へける去程に此事世間に隠れなくお菊の身體には稻荷の神の宿らせ給へばお菊は現神なりと其評判遠近に聞へければ貴賤老若袖を連ねて參詣する者晝夜引きも断らず其中にも信心堅固にして念力強盛の輩は神の恵みによりて自ら心經を静め災禍變じて幸福となり疾病者は平癒して壯健の身となりし者も少なからねば誰いふとなく當社を稱してお菊稻荷／＼と尊崇し奉りけれ

ば神威ます／＼新たにして靈驗彌増に炳焉なり其後天明年間に至り村老氏子申合せ巨細を認め神祇大副吉田正二位ト部乘相公の執達によりて

正一位於菊稻荷大明神

の神號を允許せられたト却説た菊は其後信心の徳によりて當社大神の感應ましくけるにやさしもの惡疾も全く平癒なしければ神恩報謝の爲にて永く當社の大神に仕へ奉りて施かも神巫の如く朝夕祝祠を唱へ神殿を清め境内を掃除し全く俗情を離れ胸裡清淨身體平安にして寶曆年中に歿す終焉の際に臨みてお菊側の人に向つて云へるやう我身不幸にして惡疾を煩ひ世の憂きどとの數々を此身一つに集め艱難辛苦もまた此上なく哀しき限りの身なりしが幸ひにも當社大神の靈驗によりて今安らかに此世を去らんとするれど我靈魂は永く此地に止りて當社に祈願の人を守り此大神を信仰の輩に利益せん中にも腰より下の病ひを患ふる人又は寄邊なき哀れる人の災禍に罹れるをば必ず助け參らせん努力疑ひ給ふことなかれと言ひ遣せり恐てあるべきに非れば氏子の

人々寄集ひて形の如く弔ひ當社の境内に埋めて其上に一基の石宮を建たり今本社の裏手に樹の大樹あり其根方にある石宮は則ち是なりと云ひ傳へたれども此説恐くは謬傳なるべし何となれば神域固より不淨を忌む何ぞ死屍を埋むるの理あらんや編者案するに徳川氏の制度民家の戸籍は寺院にて管轄するものゝ如く今の戸籍簿を其頃は宗門帳と名け毎戸家内の人別各自頭書に香華院の住職何寺且那と認め捺印す之を宗判と名くとす若し宗判を捺したる旅行証を所持せざる行艶人等あれば之れを不淨地に打捨るなり宗判なき者は何人ぞ雖も埋葬することを得ず故に婚姻及旅行等には宗判を最も必要とす之れに依て妓樓にて賣女を抱へ入るゝときは己れの養女として宗門帳に載せ旦那寺の宗判を受け置なり故にお菊は必ず其抱主高橋氏の香華院落合新町の寶勝寺に於て取置きたることなるべし然れども同寺は今より六十三年前嘉永元年癸卯歲自火にて本堂庫裡其他の建物は勿論寶物什器等悉皆焼失し其節過去帳も共に焼失したれば今其證跡を探るに由なく隨て歿年及び戒名等も詳かならず況んや埋葬地に於てをや暫く鄙見

を記して後の識者を俟つ却説當社の最も隆昌なる時代は文政年間より嘉永の初年頃とす當社は江戸長崎の邊までも講社を結びて參詣し横濱開港以後は同所にも講社ありきといふ古老人の話によれば今より三四十年前までは尙參詣人の神前に供へし所の油揚日々山の如く積み重りて如何とも始末に困り毎日門前の各戸に彼の油揚を數十枚づゝ分配せりと誠に神榮の昌んなりしこと推て知べし又村老久保長平氏の話しに我若かりし時までは稻荷の境内に片輪の非人多く集りて己れくが病瘡の平瘡を祈りながら參詣人の袖に縋りて露命を娶ぎ居り中にも居跋者腰が立たりとて其乗り來れる片輪車を紀念として社頭に残し置たるもの三四臺もありて同氏は現にそれを見たりと氏は今猶健康なり誠に奇代の靈験といふべし然れども神明をまた盛衰を免れざるものにや先年當社は殆んど衰微を極め絶て參詣する者もなきまでに至りたるを現祠堂高橋氏本社を擔當せられて後は丹精を抽んで、神威の恢復を祈り或は社殿を修繕し或は樹木を植て境内の風致を添へ猶氏子一同に謀りて百方神榮を計るに餘念なれば彼の神は人の

敬によりて威徳を増といふ古言還はずして今や神築告時に復し靈験益す著しく恩頼
を蒙る者枚舉に追あらず振鈴の音晝夜絶ることなし嗚呼仰ぐべし尊む可し

複製不許

明治四十三年五月廿五日印刷

明治四十三年五月廿八日發行

發行兼編輯者 池田豊志智

群馬縣平民

群馬縣碓氷郡原市町
大字嶺村五百六番地

於菊稻荷神社

頒布元 社務所

群馬縣多野郡新町

